

■ 姫路市消費者教育推進計画【概要版】

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

消費者教育推進法の趣旨を踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために策定。

2 計画の位置づけ

消費者教育推進法 第10条第2項に基づき、「国の基本方針」や「兵庫県消費者教育推進計画」を踏まえて策定する計画。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間。

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

1 本市における消費生活相談の状況

- ・相談件数は概ね年間4,000件前後で推移。（元年度の新規件数は3,940件）
- ・70歳代以上の高齢者の相談件数が最も多い。（元年度は全体の20.7%）
- ・相談内容では、副業や投資等でお金儲けのノウハウと称してインターネットで売買される「情報商材」に関する相談が多くなっているほか、実在の事業者を装ったショートメッセージによるフィッシング詐欺が急増し、スマートフォンの普及に伴い、幅広い世代にインターネットに関する被害が広がっている。

【課題】

- ・消費生活センター等相談窓口の周知
- ・高齢者の消費者被害防止の取組強化
- ・インターネットに関する消費者トラブルへの対応強化
- ・様々な消費者トラブルに対応できる消費者としての実践的な能力の育成

2 本市における消費者教育の状況

- ～市民アンケート調査結果（R2年6月実施、18歳以上の市民3,000人を無作為抽出、回収率44.1%）～
- ・消費者問題に関心がある人は7割近くに上り、市民の関心は高い。
 - ・消費者教育を受けたことがあると回答した人は1割程度で、非常に少ない。
 - ・消費者問題について、市（行政）に対しては「消費者被害・トラブルについての情報提供の充実」「高齢者など被害にあいやすい人たちへの見守り強化」を望む声が多い。
- ～学校、地域・家庭、職域での取組状況～
- ・学校では、学習指導要領に基づき授業（社会科、公民科、家庭科等）で実施している。
- 今後、消費者教育を効果的に実施するためには、教育内容の充実や教職員の指導力の向上が求められる。

- ・本市では消費生活センターを通じて、消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に向けた啓発活動等の取組を進めてきた。今後は被害が増大している高齢者に重点を置きつつ、詐欺等のターゲットになりやすい障害者や、成年年齢引き下げを見据えた若者等に対する啓発活動の充実や、多様な主体との連携が求められる。

【課題】

- ・消費者教育を受ける場の充実とその周知
- ・消費者トラブルについての情報提供の充実
- ・高齢者や障害者など詐欺等のターゲットになりやすい人々たちへの見守り強化と関係機関との連携
- ・学校での消費者教育を担う教職員の指導力向上
- ・学校での消費者教育内容の体系化
- ・消費者教育に関連する他の教育との連携推進（環境教育、食育等）
- ・消費者教育を推進する主体の役割分担と連携

第3章 消費者教育推進の基本的な方向

1 計画の目標

本計画では、「消費者市民社会」の形成に向けて、自ら判断、選択、行動できる自立した消費者の育成と、多様な市民が主体的に社会に参画することによって社会全体としての消費者力の向上を目指し、消費者教育の推進に取り組む。

「消費者市民社会の形成に向けた、消費者の自立・社会の消費者力向上」

2 基本方針

本市では、消費者教育の推進のための基本方針を次のとおり定める。

- ◆ 基本方針1：ライフステージや場に応じた体系的な消費者教育の推進
- ◆ 基本方針2：消費者教育の人材（担い手）の育成・活用
- ◆ 基本方針3：消費者教育の教材等の充実、効果的な情報収集・発信
- ◆ 基本方針4：「姫路モデル」の構築

第4章 消費者教育推進の施策展開

基本方針1：ライフステージや場に応じた体系的な消費者教育の推進

(1) 学校教育等における消費者教育の推進

① 幼・小・中・高・特別支援学校

「姫路市教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき教育委員会では、幼・小・中・高・特別支援学校を通じた消費者教育の体系化に取り組んでいく。また、インターネット等を通じた消費者トラブルに巻き込まれる子供達が増加していることから、適切な対応力の育成に取り組んでいく。

② 大学・専修学校・専門学校

一人の消費者として責任ある行動がとれるよう、学生に対しては、なるべく早い段階で啓発を行うなど、大学等と連携した取組を実施する。

(2) 地域・家庭における消費者教育の推進

① 子供、保護者

家庭においては、親子で参加できる学習会の開催や、保護者会、PTA活動など関係団体への出前講座の実施、子供の消費者被害や事故防止に向けた各種情報の提供など、家庭での消費者教育を支援する。

② 若者

高校生期までに身に付けた基礎を踏まえつつ、令和4年4月からの成年年齢引き下げに伴い、社会人として求められる知識などについて、若者向けパンフレット等を活用しながら、消費者教育の推進に取り組む。

③ 成人一般

成人一般向けには、ホームページ等を活用した情報発信、各種セミナー、講座の開催など消費者教育や啓発活動を積極的に行う。また、本市の消費生活センターを消費者教育の拠点として、その機能充実に取り組む。

④ 高齢者等

高齢者や障害者は地域の支え合いの仕組みの中で消費者教育を進めていく。
出前講座など直接その人々に対してだけでなく、既存の地域の見守りネットワークも活用しつつ、見守り者の観点からも消費者教育の推進に取り組む。

(3) 職域における消費者教育の推進

事業者が行う社員研修等への講師派遣や、出前講座の実施、教材の貸出し、消費者啓発資料の提供など、職域における消費者教育を支援する。

基本方針2：消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

(1) 学校教職員の指導力の向上

教職員向け研修等の講師の派遣や教材提供を行っていく。

大学等の教職員に対しても、最新情報等の提供や、講師派遣、出前講座の実施など、教職員向けの消費者教育の支援を図る。

(2) 地域人材の育成・活用

消費者教育の担い手の一翼を担う存在として、更に消費生活相談員の育成・活用を図る。また、消費者団体等の自主的な担い手の育成活動の支援を強化するとともに、多様な主体と相互に連携・協働を図りながら、取組を進めていく。

基本方針3：消費者教育の教材等の充実、効果的な情報収集・発信

(1) 消費者教育の教材等の作成・活用

消費者教育を充実させるため、年齢や様々な場の特性に応じた啓発パンフレットの作成やDVD等の教材の効果的な活用を図る。

(2) 消費者教育の効果的な情報収集・発信

消費者教育を効果的に進めていくため、情報紙の発行やホームページ等を活用し広く情報発信を行うとともに、各関係団体等が取り組んでいる消費者向け情報発信の促進に努める。

基本方針4：「姫路モデル」の構築

(1) 姫路市学校園消費者教育指針の実践

消費者教育を通じて「知識が生きるための知恵」になるためには、座学中心の教育だけでなく、様々な実習教育、外部機関との協力に基づくインターンシップの取り組みなどを幼児期・児童期・少年期の各ライフステージにおいて実現していくことが求められており、これら実現のためには、教育方法のあり方に関する継続的な検証と研究を行っていく。

(2) 情報の発信者と受け手のマッチング

インターネットショッピングモールが活発となり、オンラインによる相互の決済も可能とする取引が急増し、市場の多様化とともに、事業者の概念の多様化、決済手段の多様化が進んでいます。その結果、トラブルの多様化も進んでいます。「情報の発信者と受け手のマッチング」を絶えず念頭におき、デジタル化が進展する経済に十二分に対応できる「バーチャル（消費者教育）情報発信システム」の構築に取り組む。

(3) 姫路の消費者文化の確立

本市は「消費者市民社会」を実現できる土壌を存分に生かして、「権利の自覚」とともに「責任の自覚」を有する市民社会、「欲しいもの」から「必要なもの」を選別できる市民社会、「地域」が情報と行動発信の中心となる市民社会を実現する消費者文化の確立を「姫路モデル」として取り組んでいく。

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、関係団体等と情報交換・連携強化を図りながら、計画に掲げる施策を実施する。

「姫路市消費生活審議会」を消費者教育推進法で定める「消費者教育推進地域協議会」として位置づけ、計画の総合的、体系的かつ効果的な推進を図る。

2 計画の検証と評価

毎年度、計画の進捗状況を姫路市消費生活審議会に報告し、検証と評価を行うとともに、審議会での意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

3 公表

計画の実施状況については、市のホームページ等で公表する。